

令和3年度

第367回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第367回総会を開催いたします。</p> <p>これから事務局から報告があるので、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局からご報告します。第367回総会開催に当たり出席委員へご報告いたします。また待機委員へもご報告いたします。沖縄県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月23日から7月11日までの間、緊急事態措置区域となりました。このことから、感染症の拡大及び政府の緊急事態宣言の発出に伴う農業委員会組織運営等につきましては、令和2年4月8日付、全国農業会議所から運営方針により、次のとおりといたします。1. コロナウイルス終息対策で3密、密閉、密集、密接を避けるため、2名の現地調査委員で調査を行いました。2. 総会出席者の2分の1以上の委員の参加で総会が成立となりますので、8名の委員を招集し、6名の委員を待機といたしました。3. 3密を避けるため短時間の開催とし、総会を5分から10分程度といたします。4. 議事進行におきましても、1号議案3件、2号議案1件、3号議案5件、4号議案2件につきましても、一括して意見を求めることといたします。また、現地調査報告のご一読もお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>進行します。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の島袋孝栄委員、10番の屋宜文委員、お願いします。</p> <p>議案書及び見取り図は事前にお配りしておりますので、調査報告については割愛させていただきます。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号3番から5番、農地法第3条の規定による許可申請について、議案第2号、受付番号7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第3号、受付番号24番から28番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第4号、受付番号3番から4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）について、以上4議案について、委員の意見を求めます。はい、宮城委員どうぞ。</p>
7番	<p>議案第1号の5番ですね。元のブーゲンビリアの畑があったところだと思うんですが、参考の為に、いくらぐらいの単価で（契約）やったのか。</p>
事務局	<p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p>

	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。
4 番	どうぞ、ほかにありましたら。 聞いていいですか。
議長	はい、どうぞ。4 番委員。
4 番	農用外というのがあるんですけども、こういった土地改良の入っている、入っていないの差は。
議長	はい、事務局から。
事務局	事務局から説明します。今、4 番仲宗根光夫委員がおっしゃったとおり、まず農用地、土地改良区とかですね、というところを農用地。そこは転用できない農地で、あと農振地域内にある畑につきましては、農地転用の可能な白地に、皆さん、白地白地と言っていますけれども、その白地になっております。
事務局	農用外が白地。
4 番	仮に資材置場にしようとしたら、転用ができるさあね。
事務局	はい。
4 番	ということになるさ。この場合には転用できないような形で、そういうことではない。
事務局	すみません、どこの場所になりますか。
4 番	3 ページの地図の拡大の。面積からすると、4 7 4 と 8 2 3 というのがあります。向こう面積的には大きいものですから。
事務局	では事務局から御説明したいと思います。
事務局	議案書 2 ページをお願いします。農振区分のほうに、4 番仲宗根光夫委員がおっしゃったように、農用内と農用外がございます。その農用内は転用できませんが、仲宗根委員が言ったように農用外については、農地転用が可能な畑と、土地となっております。以上です。
	「進行」の声あり


議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>では進行いたします。</p> <p>議案第1号 受付番号3番から5番、農地法第3条の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、許可相当。議案第3号、受付番号24番から28番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、許可相当。議案第4号、受付番号3番から4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）については承認。以上4議案について、異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声があります。進めます。</p> <p>議案第1号、受付番号3番から5番、農地法第3条の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号2番、7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第3号、受付番号24番から28番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号3番から4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認、以上4議案について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成。</p> <p>議案第1号、受付番号3番から5番、農地法第3条の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第3号、受付番号24番から28番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号3番から4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認といたします。</p> <p>議案第1号から第4号までの審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>これを持ちまして、令和3年度第367回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和3年6月29日

会 長 池田 誠 印 

議 長 池田 誠 印 

2 番 島袋 孝 栄 

10 番 尾 宜 文 